

児童手当制度

概 要

児童手当制度と支給状況

児童手当制度

支給対象	3歳未満の児童の養育者		
支給額 (月額)	一律 10,000円		
支給期間	3歳の誕生日前の児童(3歳の誕生日まで)		
支給対象	3歳以上小学校修了前の児童(12歳到達後初めての年度末までの児童)の養育者		
支給額 (月額)	第1子	5,000円	
	第2子	5,000円	
	第3子以降	10,000円	
支給期間	小学校修了前の児童(12歳到達後初めての年度末まで)		
所得制限	574.0万円(4人世帯の所得の場合) 児童手当の所得制限により手当を受けられない被用者等については、646.0万円(4人世帯の所得の場合)の所得制限により、児童手当と同額の給付(特例給付)を行う。		
費用負担	(3歳未満)	(3歳から小学校修了前)	
	被用者分	事業主7/10 国1/10 地方2/10	} 国1/3 地方2/3
	非被用者分	国1/3 地方2/3	
	特例給付分	事業主10/10	
	公務員分	所属庁10/10	

児童手当支給状況

(2007(平成19)年度)

	受給者数	支給対象児童数	支給額
	人	人	千円
総数	9,295,555	12,979,569	975,142,779
うち特例給付	96,011	105,684	11,587,515
うち小学校修了前特例給付	6,551,399	9,921,125	641,267,361
被用者	6,187,712	8,588,079	642,341,093
うち特例給付	74,650	81,509	8,702,135
うち小学校修了前特例給付	4,305,356	6,502,787	414,458,725
非被用者	2,300,887	3,220,012	243,698,121
うち小学校修了前特例給付	1,677,900	2,519,158	166,539,606
公務員	806,956	1,171,478	89,103,565
うち特例給付	21,361	24,175	2,885,380
うち小学校修了前特例給付	568,143	899,180	60,269,030

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成19年度児童手当事業報告」

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成20年2月末現在のものである。

詳細資料

児童手当制度の主な沿革

昭和47年	制度発足 第3子以降を対象 義務教育終了前 手当額 3,000円
57年	特例給付の導入（行財政改革に伴う所得制限の強化に対応） 【特例給付の財源は、全額事業主拠出金】
61年	第2子以降に拡大 義務教育就学前に重点化 手当額 第2子 2,500円 第3子以降 5,000円
平成4年	第1子まで拡大 3歳未満に重点化 手当額増額 第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
平成12年	義務教育就学前まで拡大 【3歳以上義務教育就学前の児童に係る給付の財源は、全額公費】
平成13年	所得制限を緩和し、支給率を大幅に引き上げ 【所得制限】※夫婦と児童2人の世帯の年収ベース 改正前 改正後 432.5万円未満 → 596.3万円未満 ただし、サラリーマン世帯は 670.0万円未満 → 780.0万円未満
平成16年	小学校第3学年修了前まで拡大 【拡大分の児童に係る給付の財源は全額公費】
平成18年	小学校第6学年修了前まで拡大 所得制限を緩和し、支給率を引き上げ 【支給対象年齢拡大分の児童に係る給付の財源は全額公費】 【所得制限】※夫婦と児童2人の世帯の年収ベース 改正前 改正後 596.3万円未満 → 780.0万円未満 ただし、サラリーマン世帯は 780.0万円未満 → 860.0万円未満
平成19年	乳幼児加算の創設（3歳未満の児童手当額を一律月1万円に拡充） 【現行財源構成で対応】 ※3歳以上の手当額は現行どおり